

第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 海上移動業務の無線局の予備免許を受けた者の行う変更等に関する次の記述のうち、電波法（第9条、第11条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、海上移動業務の無線局が基幹放送を行うこととする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この工事設計の変更は、発射可能な周波数の範囲、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項の無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。
- 3 総務大臣は、電波法第8条の予備免許を受けた者が、識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 4 総務大臣は、無線局の予備免許の際に指定した工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、その無線局の免許を拒否しなければならない。

A-2 次の記述は、無線局に関する情報の提供について述べたものである。電波法（第25条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、□A□場合その他総務省令で定める場合に必要とされる□B□に関する調査又は電波法第27条の12（特定基地局の開設指針）第2項第5号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- ② ①に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を□C□の目的のために利用し、又は提供してはならない。

A	B	C
1 電波の能率的な利用に関する研究を行う	混信若しくは輻輳 <small>ふくそう</small>	第三者の利用
2 電波の能率的な利用に関する研究を行う	電波の利用状況	①の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外
3 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	電波の利用状況	第三者の利用
4 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	混信若しくは輻輳 <small>ふくそう</small>	①の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外

A-3 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）ものに該当しないものはどれか。電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える捜索救助用位置指示送信装置
- 2 船舶安全法第2条（同法第29条の7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- 3 電波法第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）に規定する義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の機器
- 4 F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局の無線設備の機器であって、無線通信規則付録第18号（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）の表に掲げる周波数を使用するもの

A-4 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第17条及び第19条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して □Aにおいて総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局の免許の有効期間は、①にかかるわらず、無期限とする。
- ③ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の免許の有効期間は、免許の日から起算して □Bとする。
- ④ 海岸局にあっては、③の規定は、同一の種別に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期に免許をした無線局に適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる無線局の免許の有効期間は、③にかかるわらず、当該一定の時期に免許を受けた当該種別の無線局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- ⑤ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 □Cを超えない期間において行わなければならない（注）。

注 無線局免許手続規則第17条（申請の期間）第1項ただし書及び同条第2項において別に定める場合を除く。

- ⑥ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、電波法第7条（申請の審査）の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第1項の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(4)までに掲げる事項を指定して、無線局の □Dを与える。

- (1) 電波の型式及び周波数 (2) 識別信号 (3) 空中線電力 (4) 運用許容時間

A	B	C	D
1 10年を超えない範囲内	5年	1箇月以上3箇月	予備免許
2 10年を超えない範囲内	3年	3箇月以上6箇月	免許
3 5年を超えない範囲内	5年	3箇月以上6箇月	免許
4 5年を超えない範囲内	3年	1箇月以上3箇月	予備免許
5 5年を超えない範囲内	5年	3箇月以上6箇月	予備免許

A-5 次の記述は、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の6及び第34条の7）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の □ 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）に規定するところにより主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の □A に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② ①の総務省令で定める主任無線従事者の講習を要しない無線局は、次のとおりとする。
 - (1) 無線局免許手続規則第4条（添付書類等）に規定する特定船舶局
 - (2) □B
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの
- ③ 免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、主任無線従事者を選任 □C に無線設備の □A に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ④ 免許人は、③の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から □D に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。
- ⑤ ③及び④にかかるわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

A	B	C	D
1 操作の監督	簡易無線局	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	5年以内
2 操作の監督	実験試験局	するときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	3年以内
3 操作の監督	簡易無線局	するときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	5年以内
4 操作及び運用	実験試験局	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	3年以内
5 操作及び運用	簡易無線局	するときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	5年以内

A-6 海上移動業務の無線局の無線設備の操作、無線従事者の配置、無線従事者の免許証等に関する次の記述のうち、電波法（第39条）、電波法施行規則（第36条及び第38条）及び無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局には、当該無線局の無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置しなければならない。
- 2 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その発見の日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- 3 無線従事者の免許証は、無線従事者がその業務に従事しているときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じてその免許証を提示するために、無線局の適切な場所に保管して置かなければならない。
- 4 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（注）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者として選任された者であって、その選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、船舶が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者

A-7 海上移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条、第55条及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

A-8 安全通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
- 2 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。
- 3 海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局において安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信しなければならない。
- 4 海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局は、安全信号又は安全通信を受信したときは、必要に応じてその要旨をその海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局の責任者に通知するとともに海上保安庁にその旨通報しなければならない。

A-9 無線局等に対する混信等の防止に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより他の無線局又は総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより電気通信業務の用に供する無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

A-10 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第58条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① □A、4,207.5 kHz、6,312 kHz、8,414.5 kHz、12,577 kHz及び16,804.5 kHzの周波数の電波の使用は、□Bを使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。
- ② 156.8 MHzの周波数の電波の使用は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に限る。
 - (1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあっては、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出しを行う場合
 - (2) 呼出し又は応答を行う場合
 - (3) □Cを送信する場合
- ③ 156.8 MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、□Dにわたってはならない。ただし、遭難通信を行う場合は、この限りでない。

A	B	C	D
1 2,182 kHz	無線電話	船舶の航行の安全に関し急を要する通報	1分以上
2 2,182 kHz	デジタル選択呼出装置	船舶の航行の安全に関し急を要する通報	3分以上
3 2,187.5 kHz	デジタル選択呼出装置	準備信号	1分以上
4 2,187.5 kHz	無線電話	準備信号	3分以上
5 2,187.5 kHz	無線電話	準備信号	1分以上

A-11 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条）及び無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、遭難通信の取扱いとして、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害する虞のある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 2 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 3 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知するとともに、無線電話を使用して通信可能な範囲内にあるすべての無線局にその旨通報しなければならない。
- 4 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。

A-12 次の記述は、船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の A に限る。ただし、B のみを運用するとき、C 、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①のただし書の規定により入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合は、次の(1)から(4)までに掲げるとおりとする。
 - (1) 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合
 - (2) 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
 - (3) D 周波数の電波により通信を行う場合
 - (4) その他別に告示する場合

	A	B	C	D
1	航行中	受信装置	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	26.175MHz を超え 470MHz 以下の
2	航行中	受信装置	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	470MHz を超える
3	航行中	無線電話の送受信装置	遭難通信	26.175MHz を超え 470MHz 以下の
4	航行中及び 航行の準備中	無線電話の送受信装置	遭難通信	470MHz を超える
5	航行中及び 航行の準備中	受信装置	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信	470MHz を超える

A-13 次の記述は、緊急通信について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に A その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が B までの間（ C による緊急信号を受信した場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
注 海岸局等とは、海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。
- ③ C による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③の規定にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。

	A	B	C
1	陥った場合又は陥る虞がある場合	終了する	モールス無線電信又は無線電話
2	陥った場合又は陥る虞がある場合	終了する	デジタル選択呼出装置
3	陥る虞がある場合	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置
4	陥る虞がある場合	自局に関係のないことを確認する	モールス無線電信又は無線電話

A-14 次の記述のうち、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受け取ることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めて無線設備を操作する範囲を制限する処分を受けることがある。
- 2 3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する処分を受けることがある。
- 3 期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を制限する処分を受けることがある。
- 4 期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分を受けることがある。

A-15 次の記述は、遭難通信の不取扱い等に関する罰則について述べたものである。電波法（第105条及び第106条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① □Aが電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、□Bに処する。
- ② 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって□Cは、3月以上10年以下の懲役に処する。

A	B	C
1 無線通信の業務に従事する者	1年以上の有期懲役	遭難通信を発した者
2 無線通信の業務に従事する者	2年以上10年以下の懲役	救助を求める通信を発した者
3 無線従事者	1年以上の有期懲役	救助を求める通信を発した者
4 無線従事者	2年以上10年以下の懲役	遭難通信を発した者

A-16 海上移動業務の無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならぬ。
- 3 無線局に備え付けて置かなければならない免許状は、主たる通信操作を行う場所の見やすい箇所に掲げて置かなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 4 免許人は、免許状を破損したために免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならず、免許状の再交付を受けたときは、遅滞なくその旧免許状を廃棄しなければならない。

A-17 次の記述は、有害な混信について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第45条及び附属書）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の□Aに有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- ② 各構成国は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に①の規定を遵守させることを約束する。
- ③ 構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が①の□Aに有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置を執ることの必要性を認める。
- ④ 「有害な混信」とは、□Bその他の安全業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくは□Cをいう。

A	B	C
1 無線通信又は無線業務	無線標定業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信
2 無線通信又は無線業務	無線航行業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
3 国際電気通信業務	無線標定業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
4 国際電気通信業務	無線航行業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信

A-18 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について □ A に報告する。
② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁が □ B に行う。
③ 主管庁は、その管轄の下にある局が国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に、国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15条（無線局からの混信）15.1）の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して、□ C 。

A	B	C
1 その局の属する国の主管庁	その局を管轄する国の主管庁	必要な措置を執る
2 その局の属する国の主管庁	その違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に通報する
3 違反を行った者の属する国の主管庁	その違反を行った局	必要な措置を執る
4 違反を行った者の属する国の主管庁	その局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に通報する

A-19 無線通信の秘密に関する次の記述のうち、無線通信規則（第17条、第18条及び第46条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受することを禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
2 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を傍受することによって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを公表し、若しくは利用することを禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
3 船舶局を有する船舶又は他の移動体の指揮者又は責任者及び無線電報の文若しくは単にその存在又は無線通信業務によって得たすべての情報を知ることができる者は、通信の秘密を守り、漏れないようする義務を負う。
4 局の許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、いかなる場合においてもすべての無線通信の傍受を禁止すること及び傍受したいかなる通信も、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示の方法により記載していなければならない。

A-20 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における船舶局又は船舶地球局による遭難警報又は遭難呼出しの送信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを □ A を経由して救助調整本部に警報するに使用する。これらの警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。
② 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にある他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF帯及びMF帯における □ B の使用を基本とする。さらに、HF帯を使用することができる。
③ デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いで直ちに □ C 。
④ デジタル選択呼出手順のための装置を備えていない船舶局は、実効的な場合には、周波数156.8MHz（VHFチャネル16）で無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始する。

A	B	C
1 他の船舶局又は船舶地球局	デジタル選択呼出し	遭難呼出しを送信しなければならない
2 海岸局又は海岸地球局	デジタル選択呼出し	遭難呼出し及び遭難通報を送信することができる
3 他の船舶局又は船舶地球局	無線電話	遭難呼出し及び遭難通報を送信することができる
4 海岸局又は海岸地球局	無線電話	遭難呼出しを送信しなければならない

B-1 次の記述は、船舶局の開設の手続について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

ア に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
(5) イ 及び空中線電力 (6) 希望する運用 ウ
(7) 無線設備(注)の工事設計及び工事 エ (8) 運用開始の予定期日

注 電波法第30条（安全施設）及び第32条（計器及び予備品の備付け）の規定により備え付けなければならない設備を含む。

(9) その船舶に関する次の事項

- イ オ ロ 用途 ハ 総トン数 ニ 航行区域 ホ 主たる停泊港 ヘ 信号符字
ト 旅客船であるときは、旅客定員 チ 国際航海に従事する船舶であるときは、その旨
リ その他電波法第6条第3項に定める事項

- 1 船舶局の免許を受けようとする者は、申請書
3 電波の型式並びに希望する周波数の範囲
5 許容時間 6 義務時間
9 船舶の運行者 10 船舶の所有者

- 2 船舶局を開設しようとする者は、届書
4 電波の型式、周波数
7 着手の予定期日 8 落成の予定期日

B-2 海上移動業務の無線局（注）の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

注 船舶局と交信しない無線局及び船上通信局を除く。

ア 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。

イ 船舶局は、外国において、当該外国の主管庁の検査を受け、検査の結果について指示を受けたときは、その旨を無線業務日誌に記載しなければならない。

ウ 無線局は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実を無線業務日誌に記載しなければならない。

エ 無線局は、電波法第65条（聴守義務）の規定による聴守周波数を無線業務日誌に記載しなければならない。

オ 船舶局は、無線局運用規則第6条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細を無線業務日誌に記載しなければならない。

B-3 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）及び無線設備規則（第5条から第7条まで及び第24条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信設備に使用する電波の ア 電波の質は、総務省令で定める送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差、発射電波に許容される イ 及び ウ の強度の許容値に適合するものでなければならない。
② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて エ を与えるものであつてはならない。
③ ②に規定する副次的に発する電波が エ を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が オ 以下でなければならない。
④ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以降の規定において、③にかかわらず別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

- 1 周波数の偏差、幅及び安定度、高調波の強度等 2 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
3 占有周波数帯幅の値 4 必要周波数帯幅の値
5 スピアラス発射又は不要発射 6 寄生発射又は不要発射
7 電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障 8 他の無線設備の機能に支障
9 40ナノワット 10 4ナノワット

B-4 海上移動業務の無線局の聴守義務（総務省令で別に定める場合を除く。）に関する次の記述のうち、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 海岸局であって、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、その運用義務時間中、その周波数で聴守をしなければならない。
- イ デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波2,187.5kHz及びF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは、常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。
- ウ 船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定によりナブテックス受信機を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。
- エ F3E電波156.65MHz又は156.8MHzの指定を受けている船舶局は、航行中常時、その指定を受けている周波数のいずれかの周波数で聴守をしなければならない。
- オ デジタル選択呼出装置を施設している船舶局であって、F1B電波4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz又は16,804.5kHzの指定を受けているものは、できる限り常時、次の(1)及び(2)の周波数のうち、その船舶局が指定を受けているもので、聴守をしなければならない。
- (1) F1B電波8,414.5kHz
- (2) F1B電波4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz及び16,804.5kHzのうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な二の周波数

B-5 次の記述は、遭難警報に対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第81条の8）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 海岸局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報を受信した周波数の電波を使用して、アにより、電波法施行規則別図第1号3（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。この場合において、受信した遭難警報がイの周波数の電波を使用するものであるときは、ウ送信するものとする。
- ② 船舶局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、エの電波を使用して、無線電話により次の(1)から(6)までに掲げるものを順次送信して行うものとする。
- (1) メーデー（又は「遭難」） 1回
(2) オ 3回
(3) こちらは 1回
(4) 自局の識別信号 3回
(5) 受信しました 1回
(6) メーデー（又は「遭難」） 1回
- 1 デジタル選択呼出装置
3 中短波帯又は短波帯
5 できる限り、速やかに
7 当該遭難警報を受信した周波数
9 各局
- 2 デジタル選択呼出装置又は無線電話
4 超短波帯
6 受信から1分以上2分45秒以下の間隔を置いて
8 当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数
10 遭難警報を送信した無線局の識別信号